

名古屋市立学校におけるいじめ防止対策の調査報告書（概要版）

1 趣旨

いじめ対策検討会議及びいじめ問題再調査委員会において示された提言等、並びにいじめ防止基本方針に基づき実施されている各学校のいじめ防止対策が、学校及び教育委員会において具体的かつ適切に実践されているか調査検証を行うもの。

2 名古屋市立学校でのいじめ防止対策の調査及び検証委員の構成

名古屋市立学校でのいじめ防止対策の調査及び検証委員（以下「委員」という。）は、令和4年7月15日の総合教育会議において、市長が選任した計8名である。委員は、元いじめ問題再調査委員長である弁護士1名、子どもの人権擁護活動を行っている弁護士2名、教育、心理、福祉研究者であり第三者調査委員会の経験のある大学教員5名である。

3 調査方法

- 実施対象： 学校の特徴が分散するように選出した中学校計8校と教育委員会
- 実施期間： 令和4年11月～令和5年1月までの間
- 調査内容： 委員協議により決定
- 調査日数： 1校当たり概ね2日間（合計5時間）程度、教育委員会は2日間実施
- 調査人数： 各校 2～3名、教育委員会 3名

4 調査対象校における調査項目に関する状況

① いじめ防止等の対策のための組織

各校とも、いじめ等対策委員会は設置されており、月1回程度開催されている。当該委員会に限らず、週1回の頻度で開催する生徒指導会議や学年主任連絡会にて気になる生徒の情報共有を図る学校も多い。いじめ対策が実効的な学校ほど、「会議」という形にこだわりすぎず、日々の教師間の風通しの良さ、報告・連絡・相談が密に行われることの重要性を認識し、教員が1人で抱え込むことなく、生徒の変化に対して、機動的かつ組織的な対応をしている。

② いじめ防止に向けた計画等の策定

いずれの学校も、いじめ防止基本方針を各校毎年度策定している。さらに、指導計画を毎年作成し各活動の実施等について明確に示している学校や、基本理念の中に「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」を掲げ、生徒主体の「いじめのない学校づくり」を進めている学校もあった。

③ 未然防止

生徒相互の人間関係だけでなく、地域・保護者・学校のつながりを強化する学校経営が、それぞれの中学校の独自性を伴ったかたちで、いじめの未然防止策として展開されていた。

④ 早期発見

多くの学校で、配付文書やカード・掲示物、さらにはホームページを活用して、多様な相談先が周知しており、また、早期発見のツールとして、月に1回程度のWebあるいは質問紙による調査の実施、生徒と担任教員との間の毎日のノートのやりとりを行っていた。さらに、いじめの可能性があるとされる事案について、学校内の情報交換を迅速かつ円滑に行う対応もなされていた。

⑤ 措置・対応

多くの学校で、重大事態への対処の流れを想定してフローチャートを作成するなどいじめに対処する具体的な手順等を明確にしており、いじめが疑われる事案については、事案の特性に応じて早期対応が行われていた。また、いじめの被害生徒への対応だけでなく、加害生徒への対応も含めいじめ解消後の人間関係にも配慮した措置が講じられていた。

⑥ 教職員研修

学校によっては、SCを講師として自殺予防研修、思春期の心の問題などをテーマとした研修や教職員相互の情報交換を促進するグループワークの手法を取り入れた研修などが実施されている。

⑦ 子ども応援委員会との連携

学校によって、子ども応援委員会のメンバーとの関係性や活用状況は様々であり、その背景には、配属されるSC等による子ども達への関わり方の違い、学校の管理職のSC等に求めるものの違い等があるかもしれない。

⑧ これまでの提言への対応

令和3年報告書の提言については、印刷物の配布やデータの共有など単に共有するだけに終わっている学校もあったが、学校独自でポイントを指摘したダイジェスト版を作ったり、提言に基づく振り返りの結果を自己評価する仕組みを作りあげて、全教職員が日頃の教育活動を評価・点検する基軸として利用するなど、積極的に教育活動に生かす工夫をしていた学校もあった。

⑨ いじめ防止教育に関する独自の取り組み

「生徒会スローガンの作成」「命の大切さをテーマにした歌の掲示」「校長による人権講話」など、いじめ防止教育に関わり、人権教育としての特徴ある取り組みが多く学校の学校で実施されていた。この他、生徒の心に直接働きかける実践を行ったり、丁寧な教育相談や、教師と生徒が一对一で向き合う機会の設定、毎日の日記点検、学年集会での生徒のいじめ認識についての指導等が行われていた。日常の地道な取り組みであるが、こうした生徒に対するきめ細かな指導こそが重要であることが、本調査から明らかになった。

⑩ その他特記事項

子ども応援委員会などの専門スタッフの整備は進められたが、「子どもの居場所」の整備も大切である。教職員においては、すでに時間的に限界であり、生徒のニーズに合わせた学校づくりを進めていくための入り口は、教職員の時間的余裕である。

5 教育委員会への調査

○重大事態の認定の過程についてあいまいさへの懸念が残った

指導室が事案を重大事態として取り組むかどうかを判断する際の判断基準がはたして明確かつ詳細に設けられているのかどうか、あるいは過去の事案を想起したとき判断に偏見等を含んだ情報が用いられる余地はないのかどうか、こうした懸念を払拭するには至らなかった。

○各校に対する指導助言内容の効率化

各校が取り組むべき事項を効率化するとともに教職員が極力勤務時間内で済ませられるようにすべきである。

○各校にみられる好事例の共有への努力

各校の個々の工夫や努力による成果がその学校だけに埋もれてしまわないよう、市教育委員会が好事例を施策化したり、教職員研修で積極的に取り上げたりするなどしてその共有を推進すべきである。

6 子ども応援委員会への調査

○学校との連携や子ども応援委員会の専門性の活用

学校との連携や子ども応援委員会の専門性の活用は、すべての学校において十分になされているとまでは言えない。学校と上手く連携できた事例、未然防止活動による子ども達の変化など、優れた実践例や工夫については、学校と子ども応援委員会全体にフィードバックされることや不十分な点が見受けられたケースについては、適切に検証し次の活動に活かすことができるようなシステムを作ることを通じて、より充実した学校連携や学校づくりに繋げていくことが期待される。

7 提言

○学校経営全体の問題～教育委員会指導室の指導・助言・援助の質向上

いじめ問題への取り組みの成否は、学校の在り方に深くかかわっており、いじめ問題の対応を含め、学校経営全体が組織的・機動的に行われているかを継続的に分析していくことが必要である。その方策として、区担当指導主事の学校への指導、助言、援助の質を向上することにより、その過程で収集したデータを指導室全体で多面的に分析をし、継続的に各学校の経営実態把握を行うことが考えられる。また、収集したデータから典型的なものを抽出・加工し、教職員研修で使用できるような事例集を作成することも有益である。

○各中学校の独自性を生かしたいじめ対策とそのための環境

提言を各学校の実態に応じて生かしやすいよう、大綱的な内容にまとめることも検討すべきである。大綱化された提言を具体的な校内組織づくりや指導法にまで各中学校で落とし込むために必要な教職員の時間確保や、各中学校の独自性に対応した効果的・効率的な対策を考案するための基盤的知識を教職員が主体的に獲得できるように、教育委員会が環境を整える必要がある。

○学校の余裕の必要性～教職員の増員

提言を実現するために、学校の教職員がより多くの時間を費やすことが明らかな場合には、増加が見込まれる時間数に見合った業務を行う教職員を増員することが、教育行政機関が行うべき最も重要ないじめ対策である。

○学校の状況を平常時から把握する必要性

平常時の学校の状況を第三者的に把握できる仕組みも必要である。